

被保険者の自殺と責任保険の故意免責条項の適用
 (フランス破毀院第2民事部2020年5月20日判決
 (第1事件・第2事件)⁽¹⁾)

山 野 嘉 朗

I 事実の概要と判旨

第1事件

【事 実】

2011年7月5日、列車がAに衝突し、Aは死亡した。捜査によると、列車が駅に到着した際にAは飛び込み自殺をしたということである。この事故は、国鉄(X)に物的損害(dommages matériels)と間接損害(dommages immatériels)をもたらした。そこでXはAの責任保険者であるY社に対し損害の賠償を求めた。Yが損害賠償額の支払いを拒絶したため、Xは損害賠償額の支払いを求めて提訴した。

これに対し、原審判決(ヴェルサイユ控訴院2018年11月28日判決)はYに対し損害賠償額の支払いを命じた。そこでYが次のような理由で上告したのが本件である。

(1) 損害の発生を不可避なものとし、かつ、被保険危険の偶然性を消滅させる意図的な行動が保険者の担保を除外する意図的的行為(faute dolosive)である。控訴院は、被保険者の自殺によって生じた損害をXに対し補償する義務がYにあると判断するために、被保険者は生じたとおりの損害を自発的に発生させていなかった、すなわち、損害の原因は、被保険者の故意行為(faute intentionnelle)および意図的的行為に求められないと判示するが、それでは両者の代替的または競合的性質に関する議論が無意味なものとなるのであるから、そのような

(1) Civ. 2^e, 20 mai 2020 (1^{re} espèce n° 19-14.306, 2^e espèce n° 19-11.538), *RCA*, 2020, n° 178, note D. Bakouche ; *JCP G* 2020, doct. 768, n° 20, obs. J. Kullmann ; *JCP G* 2020, 950, note L. Mayaux.

誤った解釈を行っている点で、控訴院は保険法典 L.113-1 条に違反する。

(2) 乗客に課せられた義務を無視した行動は X の損害の発生を不可避にし、かつ、被保険危険の偶然性を消滅させるものであるのに、被保険者の行動が保険者の担保を除外する意図的行為を特徴づけているか否かを調べなかった点で、保険法典 L.113-1 条に照らし、控訴院判決には法的根拠がない。

【判 旨】 上告棄却

A は駅に到着した列車に飛び込んだというのであるから、その意図は自らの命を絶つということにある。A は、その行為によって X に損害をもたらすことを意識していたと結論づけることはできない。⁽²⁾ それこそが、当該保険は偶然性を全く失っていなかったという帰結である。意図的行為の不存在を明らかにした控訴院は、その唯一の理由により、その判断を法的に正当なものとしている。

第 2 事件

【事 実】

2009年1月31日の夜から2月1日にかけて A 所有の集合住宅 (appartement) で火災が生じた。その火災により A が死亡するとともに、建物にも甚大な損害が生じた。

同建物の共同所有者の損害保険者である X 社は、修理費用を補償した後で、A の責任保険者である Y 社に対し求償権を行使したが、Y は、A が自殺し、かつ、共同所有者に損害を与えようとしたという理由で支払いを拒絶した。

そこで、2014年1月30日、X は Y に対し、賠償額の支払いを求めて提訴した。

これに対し、原審判決 (グルノーブル控訴院2018年12月5日判決) は、A が犯した有責の義務違反行為 (faute) は、意図的行為であるから、保険法典 L.113-1 条第 2 項の法律上の担保の除外 (exclusion de garantie légale) が適用され、かつ、請求はすべて棄却されなければならないと判示した。⁽³⁾

これを不服として、X が次のように主張して上告したのが本件である。

(1) 故意行為と意図的行為は生じたとおりの損害を自発的に発生させる意欲を意味する。A の根本的な動機は自殺であって、財物の損壊ではなかったこと

(2) 以下、下線筆者。

(3) 判決文の原文では保険法典 L.113-2 条第 2 項 (article L. 113-2, alinéa 2) と記載されているが、これは明らかに誤記と思われる (ちなみに、同条同項は通知義務の期間に関する規定であって、免責 (担保の除外) 事由の規定ではない)。そこで、本稿では原文のママとせず、これを修正して翻訳した。

を確認したにもかかわらず担保の対象外である意図的行為を行ったと判示しているのであるから、控訴院は適切な事実認定に基づいて正当な結果を導いておらず、保険法典 L.113-1 条に違反している。

(2) 仮に、意図的行為が故意行為と区別されるとしても、前者は、結果的に損害の発生を不可避とし、危険の担保に付随する偶然性を消滅させる行為者の行動を意味する。たとえ、採用された手段が A の自殺の実現に必要な手段を大きく上回っていたとしても、A は、そもそも自分の行動がもたらす損害の現実的で最終的な規模 (importance réelle et définitive) を評価し得なかったのであり、判決の事実認定から、建物の全部または一部の損壊が不可避であったと結論づけることはできない。以上、控訴院は意図的行為を明らかにしていないのであるから、保険法典 L.113-1 条に照らし法的根拠を欠く。

【判 旨】 上告棄却

保険法典 L.113-1 条にいう故意行為と意図的行為は相互に独立しているが、保険取引において偶然性を消滅させるのであるから、それぞれが担保の除外を根拠づけていると正確に説示した後で、控訴院は次のように判示した。すなわち、A は、居間にガスレンジ (cuisinière à gaz) と 2 本のガスボンベ (bouteilles de gaz) を置くという方法を採用しているが、これは、「自殺のためだけに必要な方法を遙かに上回るものであって」、大爆発を引き起こす意思の証左である。たとえ火災が設備または建物の全部もしくは一部の損害をもたらすことが主たる動機でなかったとしても、損壊は不可避である。また、現実的かつ最終的な損壊の規模の評価が困難であったとしても、放火行為者がそれを認識していなかったということはできない。

以上の認定および説示により、控訴院は、A は保険者の担保を除外する意図的行為を行ったと結論づけることができたが、その判断は法的に正当と認められる。

II 研究

1. はじめに

フランス保険法典 L.113-1 条第 2 項は、いわゆる損害招致免責条項であるが、単なる故意免責条項ではなく、「故意行為」(faute intentionnelle) または「意図的行為」(faute dolosive) に起因する損害について保険者を免責させるという形式をとっている。⁽⁴⁾類似する二つの法概念を併記するという条文形式を採用するものの、立法当初から、両者は同義と解されてきた (一元解釈)。その上で、生

じた損害についての確定的故意が必要であると伝統的に解されてきた（厳格解釈⁽⁵⁾）。

しかし、本判決に見られるように、近時は、両者を別個独立の概念ととらえる解釈が有力になっている（二元的解釈⁽⁶⁾）。これは客観的に見て、その原因行為の結果として損害が発生することが確実と評価できるとともに（客観的要素としての損害発生⁽⁶⁾の不可避性）、損害の発生が不可避であることを認識しつつ、あえてこれを回避しないという作為または不作為（主観的要素としての自発的危険招致⁽⁷⁾）が認められれば、当該損害の発生は偶然ではないと判断され、意図的行為免責が認められるというものである⁽⁷⁾。本件第 1 事案および第 2 事案は、破毀院第 2 民事部が扱った事案であるが、近年、同民事部はこのような立場を一貫して採用している。これに対し、破毀院第 3 民事部は、必ずしも破毀院第 2 民事部と同一歩調をとっているわけではない⁽⁸⁾。

本判決は、二元的解釈を採用したという意味ではこれまでの立場を踏襲しているに過ぎないが、自殺が原因行為である場合の意図的行為免責の適用の可否および射程が問題となっている点で、大いに注目される。

以下、事案の分析を個別的に行った上で、本判決を総合的に検討し、評価する。

2. 事案の分析

(1) 第 1 事件

本事件は、責任保険の被保険者（A）が列車への飛び込み自殺を行ったというものである。かかる行為の結果、列車自体に損傷が発生すると共に（物的損害）、列車の運行に支障が生じたことにより営業利益の減少という損害（間接損害）が生じた。そこで被害者である国鉄（X）は、被保険者の責任保険者である Y 社

(4) 両文言は類義語であるとともに、その概念自体が必ずしも明確ではない。したがって、これを正確に訳出することは極めて困難である以上、原語で表記することも考えられるが、あえて、前者を「故意行為」、後者を「意図的行為」と翻訳した。その詳細については、山野嘉朗「保険契約の免責条項と法規制——近時のフランス判例の分析を中心に」生命保険論集210号4頁以下（2020）参照。

(5) 山野・前掲注（4）14頁。

(6) 山野・前掲注（4）15頁以下参照。

(7) D. Bakouche, La faute dolosive exclusive de garantie : À propos d'un arrêt de la deuxième chambre civile de la Cour de cassation du 12 septembre 2013, *RCA*, 2013, étude n° 8, p. 9.

(8) 山野・前掲注（4）23頁。

に対して被った損害額について直接請求権を行使した。

原審判決は、前述した一元的解釈に基づき、被保険者は生じたとおりの損害を自発的に発生させていなかった、すなわち、損害の原因は、被保険者の故意行為および意図的行為に求められないと判示して、Xの請求を棄却した。

これに対し、Xは、まず、原審判決が一元的解釈を採用したことを非難する。その上で、前述の二元的解釈に基づき、Xの行為は、損害の発生を不可避にし、かつ、被保険危険の偶然性を消滅させるものであるから、免責事由の一つである意図的行為が認められるべきなのに、その点について判断していないという理由で上告した。

本判決は、被保険者Aの意図は、もっぱら自らの命を絶つことにあるのであって、Xに対し損害をもたらすことを意識していない以上、保険の偶然性を失うものではないと解した上で、意図的行為免責を適用することはできないと判示している。このように、本判決は偶然性の喪失および意図的行為免責の不適用に言及しているので、二元的解釈を採用しているものと解される。

（２）第２事件

責任保険の被保険者であるAは、自己が所有するマンションの居間にガスレンジと2本のガスボンベを持ち込んで、これに火を付けるという方法で自殺行為を行った。その結果生じた火災によりAが死亡するとともに、建物にも甚大な損害が生じた。同建物の共同所有者は住宅の損害保険に加入していたため、その保険者であるX社は、修理費用を補償した。その後、Xは建物の共同所有者がAに対して有する損害賠償請求権に代位して、Aの責任保険者であるY社に対し求償権を行使した。これに対し、Yは、Aの自殺行為について免責を主張した。

原審判決は、二元的解釈を採用しつつ、Aが犯した有責的義務違反行為（faute）は意図的行為であるとして、請求を棄却した。これに対し、Xは、まず、伝統的な見解である一元的解釈の適用を主張する。そして、二元的解釈を採用したとしても、意図的行為は、結果的に損害の発生を不可避とし、危険の担保に付随する偶然性を消滅させる行為者の行動を意味するのであって、採用された手段がAの自殺の実現に必要な手段を大きく上回っていたとしても、Aは、自分の行動がもたらす損害が現実的かつ最終的にどのような規模になるかを評価できなかったと主張する。その上で、本件事実認定からは建物の損壊が不可避であったと結論づけることはできないと主張する。

（９） Aの責任は住宅総合保険（assurance multirisques habitation）の賠償責任条項によって担保されていたものと思われる（Kullmann, *supra* note (1), p. 1173）。

本判決は、原審判決が二元説を採用したことを積極的に評価する。その上で、原審判決の事実認定および説示を支持する。原審判決の理論構成は次のように整理できよう。被保険者 A が採用した自殺方法は、自殺目的を超えるものであって、そのような方法を採用したことにより、A に大爆発を引き起こす意思があったことが認められる。かかる方法の採用の主たる動機が自らの命を絶つことにあって、建物に対する損害の惹起ではなかったとしても、客観的に見れば損壊は不可避である。A にとって、現実的かつ最終的な損壊の規模の評価が困難であったとしても、A が損壊を認識していなかったということはできない。

3. 両判決の総合的検討・評価

本件第 1 事件判決および第 2 事件判決のいずれもが、二元的解釈を採用している。それは、第 1 事件判決では、列車への飛び込み自殺という行為について、当該保険は「偶然性を失っていなかった」、控訴院は、「意図的行為の不存在を明らかにした」と判示していることから窺い知ることができる。他方、第 2 判決は、控訴院は、「保険法典 L.113-1 条にいう故意行為と意図的行為は相互に独立しているが、保険取引において偶然性を消滅させるのであるから、それぞれが担保の除外を根拠づけていると正確に説示した」と判示している。すなわち、意図的行為の自律性を認めつつ、同行為によって偶然性が消滅するという判断は正確であると判示しているので、二元的解釈の立場をより鮮明にしているものと評価できる。

ちなみに、第 1 事件および第 2 事件のいずれにおいても、責任保険者は一元的解釈の適用を主張している。

以上から本判決の第一の意義は、破毀院第 2 民事部が二元的解釈の立場を維持・確認した点に見出すことができる。

しかし、本件については、もう一つ注目すべき問題がある。それは、本件第 1 事件および第 2 事件のいずれもが自殺がらみであることである。自殺免責が問題となるのは主として生命保険を中心とする人保険分野である。ちなみに、フランスでは、保険法典 L.132-7 条が自殺免責を法定する。同条によると、契約締結から 1 年以内の自由な意思による自殺は免責とされ、1 年経過後の自殺は免責とすることができない。すなわち、法定免責期間は 1 年とされている⁽¹⁰⁾。これに対し、本件は、あくまでも損害保険における免責が問題となっている。すなわち、責任保険の被保険者の自殺行為に損害招致免責が適用されるか否かという問題であ

(10) フランスにおける自殺免責については、山野嘉朗『保険契約と消費者保護の法理』(成文堂、2007) 238頁以下参照。

る。

自爆テロであれば、これは損害の発生を意欲すると同時に自らの命を絶つのであるから、仮に自殺行為者が生命保険に加入している、かつ、責任保険にも加入している場合には、生命保険契約法という自殺免責と損害保険契約法という故意行為免責の適用が問題となる。これに対し、本件では、自殺行為によって、他人に損害を加えることを意欲しているわけではないので、故意行為免責を適用することはできない。しかし、二元的解釈を採用すれば、意図的行為免責が適用される余地が生じる。

二元的解釈を採用した場合、自殺実行者が、①自発的に危険を招致し（損害発生が不可避であることを認識しつつ、回避行動をとらない）（自発性要件）、②客観的に見て、その原因行為の結果として損害が発生することが確実に偶然性が消滅すると評価できる（偶然性消滅要件）という二つの要件を充足しない限り、意図的行為免責を認めることはできない。

第1事件判決は、被保険者Aの意図は、もっぱら自らの命を絶つことにあるのであって、Xに対し損害をもたらすことを意識していない以上、保険の偶然性を失うものではないと判示している。判決は「意識」という文言を用いているが、意識的行動とは自分の行為の範囲を理解していることを意味する⁽¹²⁾。一方、自発性要件を充足するためには、被保険者が損害発生が不可避であることを認識していなければならない。しかし、意識は認識の前提条件であるから、意識が認められない以上、認識を論じることはできない。したがって、意図的行為免責は適用できないことになる。自発性要件では、本来、被保険者の認識を問題とするが、判決が何故、意識という文言を使用したのかは不明である。本件が自殺事案であったため、意識という文言に依拠したのかもしれないが、端的に、損害発生を認識していなかったと説示すればよかったように思われる。

さて、第1事件では、そもそも被保険者の自殺行為が意識的なものであるか否かが不明であって、衝動的な自殺の可能性も否定できないであろう。そうであるとすれば、自発性要件はもとより問題とならない。仮に意識的な自殺であるとしても、被保険者が自殺行為によって列車の運行が停止し、その結果、国鉄に営業利益の喪失をもたらすことまで認識できたかについては議論の余地がある。この点については、そこまで認識できたかは疑問であるとする見解⁽¹³⁾と列車の到着時刻に合わせて飛び込み自殺したのであれば被保険者は国鉄に営業利益の損失をもた

(11) Mayaux, *supra* note (1), p. 1464.

(12) *Ibid.*, p. 1465.

(13) *Ibid.*

らす列車の大幅な遅れが生じることを認識し得たと解する余地もあるのではないかと指摘する見解⁽¹⁴⁾が存在する。しかしながら、これは水掛け論であろう。自発性要件の立証責任が責任保険者にある以上、意図的行為免責の適用は困難といわざるを得ないであろう⁽¹⁵⁾。

他方、本件第 2 事件判決では、第 1 事件判決のように意識という文言が用いられていない。もっとも、自殺のための準備がかなり周到であることから、自殺自体が意識的なものであることは明らかであろう。判決は、被保険者が採択した自殺方法の過大性から、事故を惹起する意思を推認した上で、被保険者の行為によって損害の発生が客観的に不可避であることを認めつつ（偶然性消滅要件の充足）、被保険者が損害発生⁽¹⁵⁾の不可避性を認識していたと推認している（自発性要件の充足）。

このように第 2 事件判決は、被保険者は当該自殺行為が第三者に損害を与えることを認識していると判示しているが、これに対しては次のような批判が見られる⁽¹⁶⁾。

まず、第 2 事件判決は、自ら生命を絶つ決断を行った者の個人的・社会的苦悩（*détresse individuelle et sociale*）が同人とは無関係の第三者との関係で有害な結果をもたらし得るという発想に立っているが、これは甚だ疑問である。自殺の理由は複合的であって、現代医学では、自殺行為は異なる精神障害の結果またはその悪化と考えられているのであるから、被保険者の行為の自発性は疑わしい。

次に、自殺手段の不釣り合いによって被保険者の行為の自発性を推認することは相当に技巧的である。過大な手段は自殺の成功を期すものであるから、手段が過大なほど被保険者の行為は自殺のみが目的ということにならないか。

以上の批判はもっとも思われる。第 2 事件については、自殺手段の過当性は被保険者の精神の異常性を示すものと見ることもあながち不可能ではない。本判決は、責任保険の被保険者の自殺事案についても、二元的解釈を採用した上で、被保険者の自発性を検討しているが、そもそも意識の有無自体が問題となる事案についてまで損害発生⁽¹⁵⁾の不可避性の認識の有無を論じることは、いささか短絡的といえなくもない。このように、自殺案件は二元的解釈になじまないといえようか。

二元的解釈適用の是非ならびにその適用の射程については、今後も学説・判例の動向を注視していく必要があるだろう。

(14) Bakouche, *supra* note (1), p. 31.

(15) Kullmann, *supra* note (1), p. 1173.

(16) *Ibid.*